

令和8年度

磐城工業用水道

いわき市江畑町塙地内外

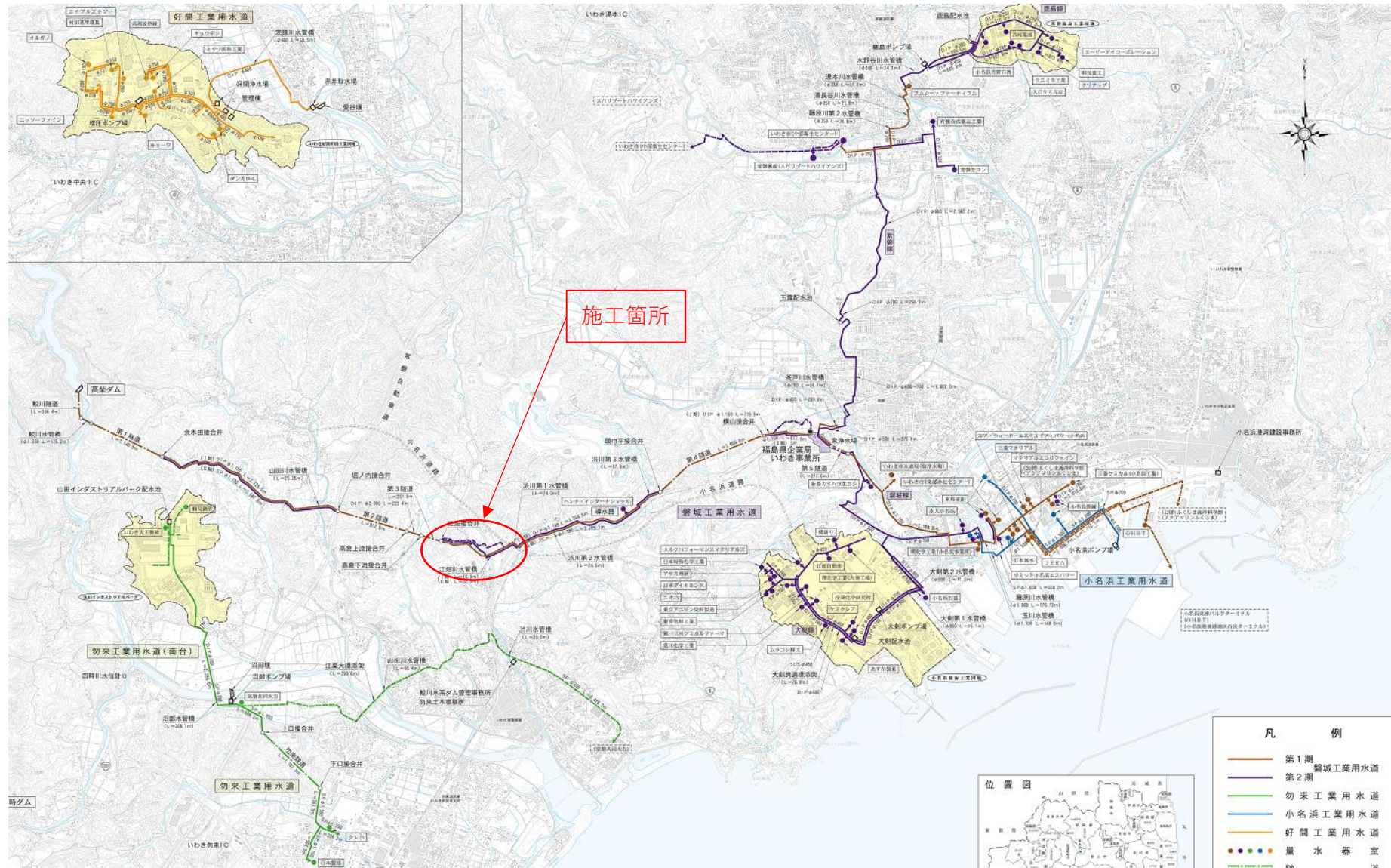
導水路施設更新工事

設計書

工 事 番 号	第 26-60110-0055 号	
工 期	127 日 限り	
請 負 金		
保 証 金		
請 負 人		
契 約 月 日	年 月 日	
着 工 月 日	年 月 日	
竣 工 月 日	年 月 日	
監 督 員 名	施設管理課	
摘 要	※注意 ・本工事において積算される諸経費は、福島県土木部の諸経費率（道路維持）を適用しています。	
	設計書確認者 	

福島県企業局いわき事業所

位置図



写真

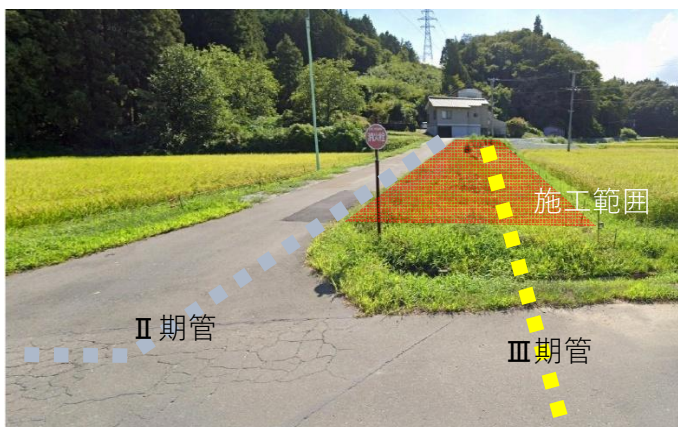
防護柵設置箇所



損傷箇所近景



防草シート設置箇所



工事請負契約書

1. 工事番号・名称 第 2 6 - 6 0 1 1 0 - 号
 〇〇工事
2. 工事の場所 いわき市 地内
 〇〇工業用水道
3. 工 期 着 工 令和 年 月 日
 完 成 令和 年 月 日
4. 工事請負代金の額 金 円也
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
5. 契約保証金 金 円

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 は、福島県
工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の
定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

(書面契約による場合)

上記の契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有す
る。

(電子契約による場合)

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規
則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の 2 に規定する電子署名を行い、各自そ
の電磁的記録を保有する。

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開
始日より後の日である場合にあって、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始
日から生じるものとする。

令和 年 月 日

発注者 福島県いわき市泉町字小山 3 1 0 番地
 福島県
 福島県企業局いわき事業所長 加藤木 玲

受注者

特約条項

- 第1 福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第38条第1項ただし書きの表中、請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。ただし、第1項の部分払を請求する場合にあっては4回とする。
- 第2 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付することができる。
- 第3 約款第37条に次のただし書を加える。
- ただし、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

特記仕様書

工事番号： 第26-60110-0055号
 路線河川名： 磐城工業用水道
 工事名： 導水路施設更新工事

工事施工箇所： いわき市江畑町塙地内外

- 1 本工事の施工にあたっては、「工業用水道工事標準仕様書」（以下、「標準仕様書」という。）及び「共通仕様書 土木工事編（令和7年10月1日改正）」（以下、「共通仕様書」という。）に基づき実施しなければならない。また、記載のない事項について準拠すべき規格及び基準は次のとおりとする。

- ①工業用水道施設設計指針・解説 2018 ②日本工業規格 (JIS)
 ③水道施設設計指針 2024 ④水道工事標準仕様書 (土木工事編, 設備工事編) 2010
 ⑤計量法その他関係法令及び基準

- 2 本工事の施工にあたり、該当する項目は、☒としている箇所である。
 ただし、以下については、全ての工事に該当する項目である。

- ・第23章 法定外の労災保険の付保
- ・第24章 異常気象時における現場状況の報告
- ・第25章 再生資源利用計画書
- ・第26章 再生資源利用促進計画書
- ・第28章 その他

- 3 第2章～第9章及び第15章～第26章が適用される場合は、具体的内容を、福島県技術管理課ホームページに掲載しているので、必ず確認すること。

※ 福島県ホームページ＞組織でさがす＞技術管理課＞特記仕様書

- 4 本特記仕様書は、標準仕様書及び共通仕様書に優先する。

- 5 設計図書として扱う図面は以下（別紙）のとおりとする。

図面名	図面番号	葉数	適用
計	全 - 葉		

6 以下（別紙）の図面は参考図とする。

図 面 名	図面番号	葉数	適 用
参考図 メッシュフェンス用門扉	-	1	
参考図 メッシュフェンス	-	1	
計	全 2 葉		

7 本工事の施工にあたって、資機材及び労働者の調達に時間を要することが判明し、受注者から協議があった場合は、工事の一時中止及び工期の変更について検討し、決定するものとする。

8 設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、設計図書とする。

9 設計変更に係る業務の円滑化を図るためのツールとして「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）※」（福島県土木部）を活用すること。

※技術管理課ホームページ参照

☐ 3 関連工事

- 1) 工事名: _____
- 2) 路河川名: _____ 線・筋
- 3) 施工箇所: _____ 市・郡 _____ 町・村 大字 _____ 字 _____ 地内
- 4) 注意・指示事項: _____

☐ 4 支給材料及び貸与品

支給材料及び貸与品、またその引き渡し場所等については、下記のとおりとする。

支給品目: _____ 数量: _____

引渡時期: _____

引渡場所: _____

☐ 5 工事現場発生日品

- 1) 工事現場発生日品及びその引き渡し場所は、下記のとおりとする。

発生日品目: _____

引渡時期: _____

引渡場所: _____

- 2) 従来施設の撤去により発生した _____ は、 _____ 材料として再使用するものとし、使用にあたってはあらかじめ監督員の数量検査を受けなければならない。

☒ 6 建設副産物処理

- ☐ 1) 下記の建設副産物は、現地において下記のとおりリサイクル処理するものとする。

建設副産物名	処理方法等	備考

- ☒ 2) 下記の建設副産物は、下記に示す方法で処理するものとする。ただし、施設は指定するものではない。

建設副産物名	処理方法	積算上の施設※
コンクリート殻	(再資源化・中間・最終) 施設へ搬入	(株)高崎クリーン
金属くず	(再資源化・中間・最終) 施設へ搬入	(有)鷺斫り

※ 積算上の施設は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではなく、ここに明示した施設と異なる施設に処理する場合は、監督員の承諾を得ることとするが、設計変更の対象とはしない。なお、受入拒否等により処理施設の条件が異なる場合は、その記録をもって設計協議の対象とする。

- ☒ 3) 金属くずについては、簡単に分別可能であり、明らかにスクラップとして売却処分できるものについては、協議の対象とする。

☐ 7 中間検査に関すること

- 1) 以下の対象工事（王種）の「有」について中間検査を実施する。毎月の履行報告時に実施予定時期を報告すること。なお、①～④に複数該当する場合には、中間検査の回数について監督員と協議すること。

対象要件	対象工事 (工種)	実施時期	備考 (具体的な工種等)
①竣工検査時に確認 困難な工事(工種) (足場、仮設を撤 去すると現場に行 けなくなる等。)	☐ 有 ・ ☐ 無	・対象工種が完成してから足場、 仮設等を撤去するまでの間。	
②不可視部の工事 (工種)で2)に 示すもの	☐ 有 ・ ☐ 無	・不可視部の施工が完了、 又は概ね完了した時。 ・鉄筋構造物については、 配筋が完了、又は概ね完了 した時。	2)に示す工事 (工種)
③工期が1年以上 となる工事。	☐ 有 ・ ☐ 無	・協議による。	
④その他、発注者 が必要とする工 事(工種)	☐ 有 ・ ☐ 無	・製作、仮組みが完了した時。 ・その他、発注者の指示による。	3)に示す工事 (工種)

注1) 監督員は、有無に○印を付けるとともに、備考に工種を記入すること。
また必要に応じ実施時期を修正すること。

2) ②不可視部の工事(工種)とは次のものとする。

- ☐杭基礎、☐場所打杭、☐深礎杭、☐ケーソン基礎、☐地盤改良
☐捨石均し、☐被覆・根固め均し、☐井筒潜函基礎、☐山腹基礎床掘
☐上層路盤(1,000m²以上の工事)
☐現場打ちのボックスカルバート、擁壁(鉄筋Co)
☐橋台・橋脚、☐現場制作PC橋、☐床版
☐水門・樋門
☐ブロック製作、ケーソン製作
☐覆工Coの前段工事
☐その他【 _____ 】

3) ④その他、発注者が必要とする工種(工事)とは次のものとする。

- ☐桁の仮組立
☐水門扉、☐可動堰、☐スノーシェッド、☐ポンプ施設、☐除塵機、☐栈橋
☐堰堤(Co、盛土)
☐堰(工場制作)、ラバーダム
☐地盤変動等の影響が予想される掘削
☐仮橋、路面覆工(一般交通に供し、指定仮設として設置されるもの)
☐仮堤防(本堤防と同等の機能を求める仮堤防)
☐その他【 _____ 】

☐8 監督員による確認及び立会等

監督員による検査及び立会は、共通仕様書によるもののほか下記のとおりとする。

検査及び確認事項	工種・箇所等	段階(確認時期)	備考

☐ 9 施工管理

管理基準等については共通仕様書によるが、下記の工種については下記の規格値等で管理するものとする。

☐ 1) 出来形管理

工種	測定項目及び規格値	測定基準	測定箇所

☐ 2) 品質管理

工種及び種別	試験項目及び試験方法	規格値	試験基準等

☐ 3) 写真管理

工種	撮影項目	撮影頻度	提出頻度

上記の写真は、黒板等により撮影日を明記すること。

☐ 10 コンクリートの圧縮強度試験

「共通仕様書 主本工事編Ⅱ」の「品質管理基準及び規格値」における「1セメント・コンクリート」によるもののほか、下記の構造物に使用するセメント・コンクリートの圧縮強度試験のうち、材齢28日圧縮強度試験は公的試験機関で実施すること。

構造物名	コンクリートの品名等	摘要

☐ 11 用地取得及び支障物件

☐ 1) 工事区域内の用地確保 (☐ 済 ☐ 一部未了)

工事区域内に用地の確保が未了である場合は、監督員と緊密な連絡を保ち、解決に協力すること。

【用地取得見込時期】 年 月 (☐ 上旬 ☐ 中旬 ☐ 下旬)

☐ 2) 工事支障物件: ☐ 有 ☐ 無

【支障物件移転予定時期】 年 月 (☐ 上旬 ☐ 中旬 ☐ 下旬)

☐ 12 工事の履行報告 (工程会議)

工事着工後、履行状況については、毎月25日に監督員に提出すること。

なお、休日の場合は、日程について監督員と協議すること。

また、協議様式は、監督員の指示によること。

*履行報告に添付する写真は、日付(撮影日)を明記した黒板等を入れて撮影すること。

☐ 13 工事現場管理

交通誘導員は、_____に_____人 配置する。

なお、詳細については施工計画書において監督員と協議すること。

☐ 14 作業工程

1) _____作業は、_____とし、時間帯は_____時～_____時までとする。

2) 作業工程における注意事項：

3) 現道の使用規制について

現道は、_____により本工事を施工するものとする。

4) 工事を施工しない日 ☐ 有 ・ ☐ 無 _____年 _____月 _____日

工事を施工しない時間帯 ☐ 有 ・ ☐ 無 _____：_____～_____：_____

「工事を施工しない時間帯」は、

☐ 工期全体 ☐ 上記「工事を施工しない日」 ☐ _____に適用する。

☐ 15 仮設

☐ 1) 指定仮設の有無 ☐ 有 ・ ☐ 無

☐ 2) 指定仮設

仮設物名	規格・寸法・構造	資料の有無	備考

☐ 3) 下記の仮設物は工事完了後も工事現場に存置すること。

仮設物名：_____ 数量等：_____

存置期間：_____

☐ 16 工事における現場環境改善

当該工事で実施する現場環境改善は、下表の計上費目別に指定する項目数を、実施する内容から選択して実施すること。

計上費目	実施する項目数	実施する内容 (率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	()	① 昇降設備の充実 ② 環境対策の充実 ③ ICT設備の充実 ④ 作業負荷の低減

現場環境改善 (営繕関係)	()	① 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) ② 労働者宿舍の充実 ③ 現場休憩所の充実 (交通誘導警備員待機室を含む) ④ 衛生設備・厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	()	① 工事標識・照明等安全施設の充実 ② 盗難防止対策 ③ 健康関連施設の充実 ④ 野生生物・害虫対策等
地域連携	()	① 広報活動等 (完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) ② 見学会・イベント等の開催 (見学施設等設置・管理運営等含む) ③ 社会貢献・地域対策費等 (地域行事等の経費含む) ④ 現場景観向上 (美装化・デザイン看板等)

□ 17 工事名標示板

本工事には、県産木材を利用した工事名標示板を 基設置すること。

□ 18 六価クロム溶出試験 (及びタンクリーチング試験)

本工事は、「六価クロム溶出試験 (及びタンクリーチング試験)」の対象工事であり、下記に示す工事について六価クロム溶出試験 (及びタンクリーチング試験) を実施し、試験結果 (計量証明書) を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント固化剤を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(六価クロム溶出試験対象工種及び検体数)

工 種	工 法	配合設計段階	施工後段階
		検体	検体
		検体	検体

(タンクリーチング試験対象工種及び検体数)

工 種	工 法	検体数	備 考
		検体	
		検体	

□ 第5章 材 料

□ 1 設計図書に指示されていない工事材料は下記の仕様による。

□ 1) 一般資材

種別	材料名	記号等	品種・規格等	備考

※ 設計図書に規格等の明示のないものを記載する。

□2) 再生材

材料名	規格等	使用箇所	備考

※ 再生骨材・再生アスファルト合材については、運搬距離40kmの範囲までの再資源化施設についてストック量を調査し使用することとする。これにおいても再生材が入手不可能であった場合は、発注者と受注者が協議を行った上で新材を使用することができるものとし、設計変更の対象とする。

- 2) 下記の工事材料については、受注者の責任においてその外観及び品質証明書等を照合して確認した資料、見本等を事前に監督員に提出し確認を受けること。
また、工事材料のうち試験を行わなければならない材料は下記のとおりとする。

種別	材料名	記号等	品種・規格等	備考
				確認資料・見本 ・試験()
				確認資料・見本 ・試験()

※ 備考欄で種別を選択する。(試験のカッコ書きは試験方法を記入する)

- 3) 下記資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合又は調達地域内からの購入である場合においても設計価格と乖離がある場合には、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。

資 材 名	規 格	調達地域等

□第6章 一般施工

□1 建設発生土の処理

- 1) 他工事への流用: ☐ 有 ☐ 無

工事名: _____ 路河川名: _____

施工場所: _____ 市・郡 _____ 町・村 _____ 大字 _____ 字 _____ 地内

運搬距離 _____ km (別紙ルート図のとおり)

□2) 搬出先

受入場所: _____ 市・郡 _____ 町・村 _____ 大字 _____ 字 _____ 地内

運搬距離 _____ km

— なお、発注後、搬出場所や受け入れ費用に変更の必要が生じた場合は、協議により変更すること。協議時には、変更する搬出先が都市計画法(開発許可)、森林法(林地開発)、砂防法、急傾斜地崩壊防止法及び盛土規制法(改正宅地造成等規制法)などの諸法令違反ではないことがわかる資料を監督員に提出すること。

— 搬出後は、最終形状、数量計算書、写真及び運搬距離等の資料を監督員に提出す

ること。

☐ 2 他工事からの流用主

☐ 1) 他工事からの流用: ☐ 有 ☐ 無

① 工事名: _____ 路河川名: _____

② 指定・施工場所: _____ 市・郡 _____ 町・村 _____ 大字 _____ 字 _____ 地内

③ 運搬の有無: ☐ 有 ☐ 無 (_____ km)

④ 品 質: _____

品質の確認試験 (_____) については、 _____ で実施する。

☐ 3 購入主等

☐ 1) 購入主等の有無: ☐ 有 ☐ 無

☐ 2) 購入主等の種類: ☐ 購入主 ☐ 岩ズリ ☐ その他 (_____)

☐ 3) 購入主等がある場合は、受注者は施工計画書に購入先を記載して、監督員に提出する。

☐ 4) 購入主等が1工事あたり1,000m³以上の場合は、受注者は、工事で使用する購入主等を現場に搬入する前に、購入先の採取計画に関する認可書の写しを監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。

☐ 4 建設汚泥(泥土)の処理

☐ 1) 汚泥(泥土)は、 _____ による改良を行い、 _____ として再利用する。

☐ 2) 改良目標は、国土交通省令の土質区分基準における _____ とする。

☐ 3) 改良材料等の種類や添加量については設計図書によるものとするが、受注者は各種試験を行い改良目標が得られるような添加量を検討し、監督員と協議するものとする。
なお、監督員の承諾が得られ、添加量が当初設計と異なる場合は変更設計の対象とする。

☐ 4) 改良土の品質管理及び改良土を使用した施工の施工管理基準は設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合は監督員と協議するものとする。

☐ 5 レディーミクストコンクリートの養生

☐ 1) レディーミクストコンクリートの養生は、使用するコンクリートの特性をよく理解し、コンクリート種別、打設時期の日平均気温、打設環境に応じて適切な養生を行うものとし、共通仕様書に示す養生期間を遵守すること。また、コンクリートの運搬、打設計画、養生等の方法について、施工計画書に具体的に明記すること。

本工事におけるレディーミクストコンクリートの養生について検討する項目は以下の☑印のとおり。

コンクリート種別	☐ 普通ポルトランドセメント
	☐ 高炉セメントB種-Ⅱ
	☐ 混合セメントB種 ☐ フライアッシュセメントB種
	☐ シリカセメントB種
気象条件	☐ 早強ポルトランドセメント
	☐ 暑中コンクリート(日平均気温が25℃を超える場合)

	☐ 寒中コンクリート(日平均気温が4℃以下になる場合) ☐ 連続して、あるいはしばしば 構造物の露出状態 水で飽和される部分 ²⁾ ☐ 普通の露出状態
--	---

1) 「高炉セメントコンクリートの特性と施工に関する留意点」は技術管理課ホームページ参照

—<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/kouro-semento.html>

2) 水路、水槽、橋台、橋脚、擁壁、トンネル覆工等で水面に近く水で飽和される部分、及びこれらの構造物の他、桁、床版等で水面から離れてはいるが、融雪、流水、水しぶき等のため水で飽和される部分。

☐ 6 塗装工

☐ 1) 塗装回数は下塗____回、中塗____回、上塗____回とする。

☐ 2) 塗料の種類は下記のとおりとする。

種別及び箇所	細別	塗料の種類	目標塗膜厚(μm)
工場塗装	下塗り1層		
	下塗り2層		
現場塗装	中塗り1層		
	中塗り2層		
	上塗り1層		
	上塗り2層		

☐ 3) 素地調整(ケレン)は____とする。

☐ 4) 詳細の色彩等については監督員と協議のこと。

☐ 7 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物施工

☐ 1) 受注者は、現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」により施工する。

☐ 2) 受注者は、現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたり、設計図書等に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」及び「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン」を採用していない場合は、採用についての協議を行うことが出来る。

☐ 第7章 その他施工

☐ 1 工法の指定

工法は下記によるものとする。なお、現場条件等により、これにより難しい場合は監督員と協議のこと。

工種	指定工法	備考

☐ 2 建築物又は工作物の解体

石綿障害予防法規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用については、

当初設計では計上していないため、それらに要した費用については、発注者と受注者が協議の上、設計変更で計上するものとする。

また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、福島県工事請負契約約款の関係条項に基づき適切に変更することとする。

□3—~~重建設機械分解・組立及び輸送に要する費用~~

下記の機械については、分解・組立及び輸送に要する費用を計上しているが、受注者が施工計画で分解・組立を必要としない機種・規格を選定し、使用した場合においても、設計変更の対象としない。

工 種	機 種	規 格

□4—~~ポリマー改質Ⅱ型アスファルト混合物の使用 ※ 車道および側帯の舗装新設、改築および大規模な修繕（延長200m以上の全層打ち換え）を行う工事でポリマー改質Ⅱ型アスファルト混合物を使用する場合に記載~~

本工事は表層材料に耐流動対策混合物としてポリマー改質Ⅱ型アスファルト混合物を使用する工事であり、塑性変形輪数の基準値の適用区分となる道路区分等は以下のとおりである。（該当するものに「○」）

道路区分	舗装計画 （単位1日につき台）	交通量塑性変形輪数 （単位1ミリメートルにつき回）	該当欄
第1種、第2種	3,000 以上	3,000	
第3種第1級及び第2級	3,000 未満	1,500	
第4種第1級			
その他		500	
交差点等耐流動対策混合物として使用		1,500	

□5—~~植栽工 ※ 植栽に係る直接工事費が50万円以上となる工事の場合に記載~~

本工事で植栽する樹木等については、植樹保険に加入しなければならない。

また、工事完成届提出時まで、植樹保険付保証明書を提出しなければならない。

□6—~~鋼橋桁の輸送に要する費用~~

鋼橋桁については、（例えば東京）からの輸送に要する費用を計上しているが、受注者が施工計画書で示した鋼橋桁の製作場所が（例えば東京）より近距離である場合、設計変更の対象とする。

□第8章—~~ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針に基づく工事箇所~~

「共通仕様書 主本工事編Ⅰ」第1編第1章総則「1-1-3「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」の取扱い」の規定について、本工事では、特に以下の基本方針の1印に該当するものについてユニバーサルデザインに配慮した施工をおこなうものとする。

□1 工事を行う基本方針（指針P13）

基本方針1—すべての人が 快適 に利用できる施設

- ① 特定の人が特別扱いされたり、いやな思いをすることのない施設
- ② 右利き、左利きに対応した施設
- ③ 利用方法や利用状況の説明が効果的に行われる施設
- ④ 視覚、聴覚、触覚など多様な手段で、必要な情報が十分に提供される施設
- ⑤ 補助器具や補助手段を効果的に活用できる施設
- ⑥ 繰り返しの動作や、長時間にわたる肉体的負担が伴わない施設
- ⑦ 利用場所に接近しやすく、利用する広さが適切な施設
- ⑧ 重要なものがよく見えるよう、視線が確保されている施設
- ⑨ 使用しようとする全てのものに容易に手が届く施設
- ⑩ 少ない労力で効率的に、楽に使える施設
- ⑪ 利用者に不自然な姿勢を強めない施設
- ⑫ プライバシーに配慮された施設
- ⑬ 天候や季節に左右されない施設
- ⑭ 疲れたときに休むことができる施設

基本方針2—すべての人が 簡単 に利用できる施設

- ① 使い方を直感的に理解できる施設
- ② 利用者の理解力や言語能力の違いが問題にならない施設
- ③ 必要な情報が容易にわかる施設

基本方針3—すべての人が 安全 に利用できる施設

- ① 安全に対する配慮が等しく確保される施設
- ② 危険や間違えやすい状況が発生しない施設
- ③ 使用方法を間違えても重大な結果につながらない施設
- ④ 注意が必要な操作において、不注意な操作を誘発しない施設
- ⑤ 危険なときや使用方法を間違えたときは、注意や警告を発する施設
- ⑥ 危険な部分が防護されている施設
- ⑦ 四季を通じて安全な施設
- ⑧ 災害時や不測の事態が生じて、安全に避難できる施設

基本方針4—さりげなく 美しい 施設

- ① 色や形状などの印象が、利用者にとって抵抗感がなく、受け入れられやすい施設
- ② 創意工夫された内容が、目立ちすぎず、さりげなくデザインされている施設
- ③ 地域の特性を生かし、周辺の景観と調和した施設
- ④ 自然や環境に配慮し、動植物にやさしい施設

基本方針5—どのような状況にも 柔軟 に対応できる施設

- ① できる限り同じ手段で利用できる施設
- ② 利用者に応じた使い方が選べる施設

- ☐③ 利用者のペースに合わせることができる施設
- ☐④ 情報がその重要さに応じて提供される施設
- ☐⑤ 補助器具の使用や人的介助に十分な空間を提供できる施設

☐2 特に重点をおいて工事する項目・箇所

☐第9章 記録保存の資料作成

☐ (詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

☐1 本工事は道路構造物の記録保存の対象工事である。

☐ 以下の資料を作成要領に基づき作成すること。

☐ ・道路構造物の記録保存資料

☐2 本工事は道路舗装構成物の記録保存の対象工事である。

☐ 以下の資料、作成要領に基づき作成すること。

☐ ・道路舗装構成等の記録保存資料

☐第10章 1日未満で完了する作業の積算

☐ (詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

☐ 本工事は、施工実施にあたり、作業量が1日未満で完了するものと見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離が認められた場合に、「1日未満で完了する作業の積算」に基づき積算が出来る工事である。

☐第11章 施工箇所が点在する工事の積算

☐ (詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

☐ 本工事は「施工箇所が点在する工事の積算方法」の対象工事である。

対象地区：☐〇〇工区（施工箇所〇〇、〇〇）、☐△△工区（施工箇所〇〇）、

☐□□工区（施工箇所□□）（ホームページではこれらを対象地区という）

☐（なお、積算上の親工区は、☐△△工区（施工箇所〇〇）とする。）

☐第12章 落橋防止装置の溶接施工等について

☐ (詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

☐ 本工事において落橋防止装置の溶接施工等を行う際には、本章に基づき実施すること。

☐第13章 ICT活用工事

☐ (詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

☐1 本工事の発注方式は（☐受注者希望型・☐発注者指定型）である。

☐ 以下の項目より選択する工種を活用工種とする。

☐2 ICT活用工事（土工）

本工事は、「福島県土木部ICT活用工事（土工等）実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「ICT活用工事（土工）」の対象工事である。

ある。

~~□3 I C T活用工事(舗装工)~~

~~本工事は、「福島県土木部 I C T活用工事(舗装工)実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「I C T活用工事(舗装工)」の対象工事である。~~

~~□4 I C T活用工事(浚渫工(港湾))~~

~~本工事は、「福島県土木部 I C T活用工事(浚渫工(港湾))実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「I C T活用工事(浚渫工(港湾))」の対象工事である。~~

~~□5 I C T活用工事(土工1,000m³未満)~~

~~本工事は、「福島県土木部 I C T活用工事(土工1,000m³未満)実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「I C T活用工事(土工1,000m³未満)」の対象工事である。~~

~~□6 I C T活用工事(小規模土工)~~

~~本工事は、「福島県土木部 I C T活用工事(小規模土工)実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「I C T活用工事(小規模土工)」の対象工事である。~~

~~□第14章 舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理について~~

~~(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)~~

~~□第15章 「総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況」の確認について~~

~~——(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)——~~

~~総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、下記の通り施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。~~

~~なお、施工計画書への記載については、「土木工事共通仕様書Ⅰ編 1-1-7 施工計画書(16) その他」に含めて記載すること。~~

~~「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」~~

~~(1) 技術提案1~~

- ~~① 施工(実施)方法~~
- ~~② 管理方法等~~
- ~~③ その他必要事項~~

~~(2) 技術提案2~~

- ~~① 施工(実施)方法~~
- ~~② 管理方法等~~
- ~~③ その他必要事項~~

~~(3) 技術提案3~~

- ~~① 施工(実施)方法~~

② 管理方法等

③ その他必要事項

なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。

確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 2. 様式 第8号様式（確認書）」を用いることとし、監督員へ提出の上確認を受けることを原則とする。

また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。

□第1-6章 熱中症対策に関する現場管理費の補正及び工期の設定

1 本工事は、「土木工事における熱中症対策に関する試行要領」の対象工事である。

2 猛暑による作業不能日数

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

i) 作業不能日数：●日間

ii) 上記 i) は、環境省が公表する東北地方●●（福島）地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（令和●年～●年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間に WBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものの5年分を平均したもの。

iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する東北地方●●（福島）地点における WBGT 値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が i) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

（詳細は技術管理課ホームページを参照のこと）

□第1-7章 三者協議

本工事は、三者協議会実施要領の対象工事である。

□第1-8章 情報共有システム

（詳細は技術管理課ホームページを参照のこと）

本工事は、受発注者間で情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム運用の対象工事であり、システムを活用すること。

ただし、特段の理由等がある場合は、書面（紙）で活用できない理由を明記し、受発注者間の協議を行った上で活用の有無を決定する。

□第19章 労働者確保に関する積算方法の試行工事

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

□1 労働者確保に関する積算方法の試行工事

本工事は、「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: _____%

現場管理費(率分)に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: _____%

□2 労働者確保及び労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事

本工事は、「労働者確保及び労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事」である。

共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費、労働者宿舍の維持・補修に要する費用)の割合: _____%

現場管理費(率分)に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用、租税公課)の割合: _____%

□第20章 ~~快適トイレの設置~~

~~(詳細は技術管理課ホームページ『快適トイレの設置について』『土木部発注工事における快適トイレの設置に関する運用』を参照のこと)~~

~~——本工事は、快適トイレ設置の対象工事である。当初設計においては、~~

~~□ 快適トイレ □ 快適トイレ男女一体型(ハウス型)~~

~~設置基数: ○ 基 設置期間: ○. ○ 月として計上している。~~

~~現場に快適トイレを設置しない場合は、発注者と協議すること。~~

~~現場環境(工事期間、周辺環境、労働者配置状況等)を踏ま~~

~~え、上記設置基数以上の快適トイレを設置する場合は、あらかじめ受発注者協議を行い、決定すること。~~

~~また、実際に現場へ快適トイレを設置した期間が確認できる資料を監督員に提示すること。~~

□第21章 ~~週休2日確保モデル工事等~~

~~(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)~~

~~本工事は、「福島県土木部週休2日等工事試行要領」に定める工事のうち、☒としている箇所の対象工事である。~~

~~□「週休2日確保モデル工事(発注者指定型)」 □月単位 □完全週休2日~~

~~□「週休2日確保交替制工事(発注者指定型)」 □月単位 □完全週休2日~~

~~なお、「週休2日確保モデル工事(発注者指定型)」及び「週休2日確保交替制工事(発注者指定型)」において、受注者が「完全週休2日」を希望する場合、受発注者協議の上で変更することができる。~~

~~また、本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日等の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で対象とすることができる。~~

□第2-2章 ~~建設キャリアアップシステム活用工事~~

- ~~1 本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である。~~
- ~~2 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。~~
~~（詳細は技術管理課ホームページを参照のこと）~~

□第2-3章 ~~ふくしまME（メンテナンスエキスパート）資格取得者の現場活用~~

~~（詳細は技術管理課ホームページを参照のこと）~~

【以下項目はすべての工事に該当する共通事項である】

第2-4章 法定外の労災保険の付保

（本章はすべての工事に該当する）

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

受注者は、法定外の労災保険契約を締結したことを証明する書類（証券等）を提出しなければならない。

第2-5章 異常気象時における現場状況の報告

（本章はすべての工事に該当する）

異常気象時の工事現場における対応について下記のとおりとする。

1 異常気象時等の対象

（1）大雨・洪水等の警報発令時

「工事現場の当該市町村」の気象警報を対象とする。

（2）震度5弱の地震時

「工事現場の当該市町村」の震度5弱以上を対象とする。ただし、気象条件及び現場条件等を勘案し、別途監督員から指示がある場合は震度4の場合も対象とする。

2 パトロール等の実施及び報告の内容について

（1）当現場における災害発生時実施要項及び報告内容を施工計画書（16）その他に記載の上、監督員に提出することとする。

① 作業中であれば、作業を中止し、現場内及び周辺の状況把握に努める。

② 休工中であれば、必要に応じ2名以上を構成員とする警戒班（巡視員）を出動させて巡回点検（パトロール）を実施する。

③ 天気予報であらかじめ異常気象が予想される場合は、事前に防災監視体制を配備し待機する。

④ 危険箇所が発見された場合は、すみやかに危険箇所に立ち入らないよう防護措置を講じ、その旨を標示する。また、現場状況を把握し、2次災害防止に努める。

⑤ 警報が解除され、作業が再開する前には、工事現場の地盤のゆるみ、崩壊、陥没等

の危険がないか入念に点検する。

- ⑥ 地震及び津波が発生した後に、作業を再開する前には、建設物、仮設物、資機材、建設機械、電気設備及び地盤、斜面状況等を十分点検する。
- ⑦ 異常の有無にかかわらず、点検結果を監督員（連絡が取れない場合は、係長又は課長）に適宜に報告する。また、報告方法は、まず電話連絡し、その後任意様式にて、FAX又はメールする。

3. 報告期限について

- (1) 工事内容を鑑み施工計画書（16）その他に記載の上、監督員に提出することとする。
 - 1. 大雨・洪水等の警報発令時
警報発令後1時間以内及び降雨等の状況等により適宜。
 - 2. 震度5弱以上の地震時
地震発生後1時間以内。
(被害等が甚大でパトロールの実施が困難である場合などはこの限りでない)

第26章 再生資源利用計画書

(本章はすべての工事に該当する)

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第27章 再生資源利用計画書

(本章はすべての工事に該当する)

- 1 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。
また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 2 受注者は、建設発生土の搬出先について、事前に当該工事の搬出先が盛土規制法など各種法令の許可状況等を満たしているか確認し、その結果を再生資源利用促進計画の添付資料（確認結果の現場掲示例※技術管理課ホームページ参照）として、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 受注者は、建設発生土の搬出先に受領書（※技術管理課ホームページ参照）の交付を求め、その写しを5年間保存し、受領書の写しを完成図書に添付しなければならない。
搬出先が県土木部の有償民間受入地の場合、受領書は「公共工事建設発生土の民間受入に関する試行要領」第9条の規定によるものとする。（※試行要領は技術管理課ホームページ参照）
- 4 受注者は、土壤汚染対策法の手続き状況を確認し、確認結果（確認結果の現場掲示例※技術管理課ホームページ参照）を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければなら

ない。

第28章 その他

- ・侵入防止柵の仕様・数量については既設柵の状況を確認のうえ決定することとし必要に応じた設計変更にて対応する。
- ・当初想定数量による発注ため、現地調査を実施し設計数量との差異については協議し設計変更にて対応する。

総括情報表

頁0-0001

事務所 設計書名 変更回数 事業名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系 ファイル名	A3 企業局 実施設計書 当初 26601100055 0 1 実施単価 81 U (いわき1) 地区 00-08.09.01(0) 1 土木工事 26601100055当初_導水路施設更新工事		
	当 世 代		前 世 代
前払率 諸経費工種 冬期歩掛補正 契約保証補正 施工地域補正 現場環境改善費 週休二日補正 復興係数 (共通仮設費) 復興係数 (現場管理費)	40 13 道路維持 00 冬期割増なし 01 金銭的保証 00 補正なし 00 必要無し 05 補正無し 01 補正あり 1. 3 01 補正あり 1. 1		

工種条件

条件	条件値	名称
A 水替費区分	0	水替費なし
	1	水替費あり
B 山林砂防工置き換え区分	0	山林砂防工置き換えなし
	1	山林砂防工置き換えあり
C 時間的制約を受ける場合の労務単価補正	1	時間的制約を受ける(補正1.06)
	2	時間的制約を著しく受ける(補正1.14)
D 夜間工事の場合の労務単価補正	1	20時開始の夜間工事(補正1.5)
	2	19時開始の夜間工事(補正1.437)
	3	18時開始の夜間工事(補正1.375)
E 特殊勤務費[円]		
F 作業日数集計指示	1	作業日数集計無
	2	作業日数集計 1
	3	作業日数集計 2
	4	作業日数集計 3
	5	作業日数集計 4
	6	作業日数集計 5

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0002

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費					X1000
導水路施設更新					Y100R004470
導水路施設更新					Y211Y004475
立入防止柵設置					Y3111
立入防止柵撤去工					Y4400004477
	1.0	式			
立入防止柵基礎撤去 設置歩掛の50%					V0001 00
	48	基			施工 第0 -0001号表
立入防止柵撤去 設置歩掛の50%					V0002 00
	96.0	m			施工 第0 -0003号表
立入防止柵設置工					Y4400004477
	1.0	式			
門扉 片開き 2m以下					SPD135 00
	4.0	基			施工 第0 -0005号表
ネットフェンス用門扉 片開W1000 H2000 丸パイプ 物価資料					F0002 00
	4.0	基			
基礎ブロック、鋼管基礎 基礎ブロック 金網柵					SPD121 00
	48	基			施工 第0 -0006号表
金網・支柱（立入防止柵） 基礎ブロック 1.5m					SPD123 00
	96.0	m			施工 第0 -0004号表

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0003

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
金網・支柱（立入防止柵）（材料費）					SPD124 00
	96.0	m			施工 第0 -0007号表
防草シート					Y3444
防草シート設置工					Y445K004557
	350.0	m2			
不陸整正 補足材料なし					SPD001 00
	1.0	m2			施工 第0 -0008号表
防草シート 露出用（目付量240 g/m2） 物価資料					F0001 00
	1.0	m2			
防草シート設置工 現場条件Ⅱ（露出） 固定ピンワッシャー併用 物価資料					F0003 00
	1.0	m2			
雑工					Y212Z004495
現場発生品処理					Y323H004496
殻運搬（C0殻）					Y45W7000026
	7.4	t			
現場発生品及び支給品運搬 DID区間なし					SPA082 00
	1.0	t			施工 第0 -0009号表
建設副産物処理料（C0殻）					Y45R2007554
	7.4	t			
※調整データ※					#0040 A=1,B=1,C=7
		調整式			

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0004

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
処分料（中間処理） がれき類・コンクリート塊（無筋）	1.0	t			T9500 00
殻運搬（金属くず）	1.0	t			Y45W7000026
現場発生品及び支給品運搬 DID区間なし	1.0	t			SPA082 00 施工 第0 -0010号表
建設副産物処理料（金属くず）	1.0	t			Y45R2007554
調整データ		調整式			#0040 A=1,B=1,C=7
処分料（中間処理） 金属くず	1.0	t			T9570 00
直接工事費					
共通仮設費（率）		式			Z0009
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費		式			
工事原価					

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0005

費目・工種・施工名称など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
一般管理費						
			式			
工事価格						
工事価格	(まるめ)					
消費税等相当額						
			式			
工事費計						

施 工 内 訳 表

頁0-0006

[illegible]

施工パッケージ内訳表

頁0-0007

標準単価： 機械構成比： 労務構成比： 材料構成比： 市場単価構成比：

代表機労材規格(積算地区)	単価(積算地区)	構成比	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)
基礎ブロック，鋼管基礎 SPD121 基礎ブロック 標準単価： 4,148.2 機械構成比： 0.00% 労務構成比： 80.48% 材料構成比： 19.52% 市場単価構成比： 0.00%	金網柵 0.00%		施工 第0 -0002号表 1	基
普通作業員 [0.842] R0030		72.26%	普通作業員 TPR0030	
土木一般世話役 [0.753] R0010		8.22%	土木一般世話役 TPR0010	
基礎ブロック フェンス用ブロック 18×55×45cm T1251		19.52%	基礎ブロック フェンス用ブロック 20×20×45cm TPTK812	
*** 単位当たり ***				
A=1 基礎ブロック B=1 金網柵 D=1 基礎碎石なし E=2 機械費,労務費のみ(1日未満用) F=1 土木工事標準積算基準 IV-2-①-15				

施工パッケージ内訳表

頁0-0009

標準単価： 機械構成比： 労務構成比： 材料構成比： 市場単価構成比：

代表機労材規格(積算地区)	単価(積算地区)	構成比	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)
金網・支柱（立入防止柵） SPD123 基礎ブロック 標準単価： 3,816.3 機械構成比： 1.5m 0.00% 労務構成比： 100.00% 材料構成比： 0.00% 市場単価構成比： 0.00%			施工 第0 -0004号表 1 m	
普通作業員 [0.842] R0030		89.64%	普通作業員 TPR0030	
土木一般世話役 [0.753] R0010		9.37%	土木一般世話役 TPR0010	
*** 単位当たり ***				
A=1 基礎ブロック C=1 1.5m D=1 土木工事標準積算基準 IV-2-①-17				

施工パッケージ内訳表

頁0-0010

標準単価： 機械構成比： 労務構成比： 材料構成比： 市場単価構成比：

代表機労材規格(積算地区)	単価(積算地区)	構成比	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)
門扉 SPD135 片開き 標準単価： 16,546 機械構成比： 2m以下 0.00% 労務構成比： 100.00% 材料構成比： 0.00% 市場単価構成比： 0.00%			施工 第0 -0005号表 1 基	
普通作業員 [0.842] R0030		73.69%	普通作業員 TPR0030	
土木一般世話役 [0.753] R0010		24.35%	土木一般世話役 TPR0010	
*** 単位当たり ***				
A=1 片開き B=1 2m以下 C=1 土木工事標準積算基準 IV-2-①-19				

施工パッケージ内訳表

頁0-0011

標準単価： 機械構成比： 労務構成比： 材料構成比： 市場単価構成比：

代表機材規格(積算地区)	単価(積算地区)	構成比	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)
基礎ブロック，鋼管基礎 SPD121 基礎ブロック 標準単価： 4,284.2 機械構成比： 0.00% 労務構成比： 81.10% 材料構成比： 18.90% 市場単価構成比： 0.00%	金網柵		施工 第0 -0006号表 1 基	
R0030 普通作業員 [0.842]		72.35%	TPR0030 普通作業員	
R0010 土木一般世話役 [0.753]		7.95%	TPR0010 土木一般世話役	
T1251 基礎ブロック フェンス用ブロック 18×55×45cm		18.90%	TPTK812 基礎ブロック フェンス用ブロック 20×20×45cm	
*** 単位当たり ***				
A=1 基礎ブロック B=1 金網柵 D=2 基礎砕石あり(t=10cm) E=1 全ての費用 F=1 土木工事標準積算基準 IV-2-①-15				
*****	*****	*****	*****	*****
金網・支柱（立入防止柵）（材料費） SPD124 標準単価： 0 機械構成比： 0.00% 労務構成比： 0.00% 材料構成比： 0.00% 市場単価構成比： 0.00%			施工 第0 -0007号表 1 m	
T7032 金網柵 H2000 アングル型 ビニル被覆 V-GS2 3.2×50			金網柵 H2000 アングル型 ビニル被覆 V-GS2 3.2×50	
*** 単位当たり ***				
A=1 土木工事標準積算基準 IV-2-①-17				

施工パッケージ内訳表

頁0-0012

標準単価： 機械構成比： 労務構成比： 材料構成比： 市場単価構成比：

代表機労材規格(積算地区)	単価(積算地区)	構成比	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)
不陸整正 SPD001 補足材料なし 標準単価： 174.53 機械構成比： 21.58% 労務構成比： 71.86% 材料構成比： 6.56% 市場単価構成比： 0.00%			施工 第0 -0008号表 1 m2	
MC20P モータグレーダ [土工用] 排ガス2014		17.28%	TPMC20P モータグレーダ [土工用] 排ガス2014	
K4030 ロードローラ 質量10～12t 幅2.1m 賃料 マカダム・排出ガス対策型 (第2次基準値)		2.16%	TPKQ510 ロードローラ [マカダム] 賃料	
K2631 タイヤローラ賃料		2.14%	TPKQ617 タイヤローラ賃料	
R0120 運転手 (特殊) [0.788]		35.31%	TPR0120 運転手 (特殊)	
R0030 普通作業員 [0.842]		14.55%	TPR0030 普通作業員	
R0020 特殊作業員 [0.780]		11.35%	TPR0020 特殊作業員	
R0010 土木一般世話役 [0.753]		10.65%	TPR0010 土木一般世話役	
T0250 軽油 ミニローリー (パトロール給油)		6.56%	TPT0250 軽油 1. 2号 パトロール給油	
*** 単位当たり ***				
A=1 補足材料なし E=1 全ての費用 F=1 土木工事標準積算基準 IV-1-①-2				

26601100055

福 島 県

金抜き

施工パッケージ内訳表

頁0-0013

標準単価： 機械構成比： 労務構成比： 材料構成比： 市場単価構成比：

代表機労材規格(積算地区)	単価(積算地区)	構成比	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)
現場発生品及び支給品運搬 SPA082 標準単価： 4,422.9 機械構成比： 17.30% 労務構成比： 78.90% 材料構成比： 3.80% 市場単価構成比： 0.00%	DID区間なし		施工 第0 -0009号表 1 t	
トラック [クレーン装置付] MA443		17.30%	トラック [クレーン装置付] TPMA443	
運転手 (特殊) [0.788] R0120		39.87%	運転手 (特殊) TPR0120	
特殊作業員 [0.780] R0020		39.03%	特殊作業員 TPR0020	
軽油 ミニローリー (パトロール給油) T0250		3.80%	軽油 1. 2号 パトロール給油 TPT0250	
*** 単位当たり ***				
A=2 B=1 C=8 D=1 DID区間なし 8.5km以下 土木工事標準積算基準 I-2-③-4				

26601100055

福 島 県

金抜き

施工パッケージ内訳表

頁0-0014

標準単価： 機械構成比： 労務構成比： 材料構成比： 市場単価構成比：

代表機労材規格(積算地区)	単価(積算地区)	構成比	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)
現場発生品及び支給品運搬 SPA082 標準単価： 4,184 機械構成比： 13.79% 労務構成比： 83.40% 材料構成比： 2.81% 市場単価構成比： 0.00%	DID区間なし 13.79%		施工 第0 -0010号表 1	t
トラック [クレーン装置付] MA444		13.79%	トラック [クレーン装置付] TPMA444	
運転手 (特殊) [0.788] R0120		42.15%	運転手 (特殊) TPR0120	
特殊作業員 [0.780] R0020		41.25%	特殊作業員 TPR0020	
軽油 ミニローリー (パトロール給油) T0250		2.81%	軽油 1. 2号 パトロール給油 TPT0250	
*** 単位当たり ***				
A=1 B=1 C=8 D=1 DID区間なし 8.5km以下 土木工事標準積算基準 I-2-③-4				

26601100055

福 島 県

金抜き

数量総括表

工種・種別					細目	規格等	単位	設計数量	算出根拠
レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5				
本工事費									
	導水路施設更新								
	導水路施設更新								
		立入防止柵設置							
			立入防止柵撤去工				式	1.0	
				立入防止柵基礎撤去	設置歩掛の50%	基		48	(当初想定)
				立入防止柵撤去	設置歩掛の50%	m		96.0	(当初想定)
			立入防止柵設置工			式		1.0	
				門扉	片開き 2m以下	基		4.0	
				基礎ブロック、鋼管基礎	基礎ブロック 金網柵	基		48	(当初想定)
				金網・支柱（立入防止柵）	基礎ブロック 1.5m	m		96.0	(当初想定)
				金網・支柱（立入防止柵）（材料費）		m		96.0	(当初想定)
		防草シート							
			防草シート設置工			m2		350.0	(当初想定)
				不陸整正	補足材料なし	m2		1.0	
	雑工								
		現場発生品処理							
			殻運搬（CO殻）						
				現場発生品及び支給品運搬	：トラック[クレーン装置付]ベース4～4.5t積、2.9t吊 DID区間なし	t		7.4	(当初想定)
			建設副産物処理料（CO殻）			t		7.4	
			殻運搬（金属くず）						
				現場発生品及び支給品運搬	：トラック[クレーン装置付]ベーストラック2t積、2.9t吊 DID区間なし	t		1.0	(当初想定)
			建設副産物処理料（金属くず）			t		1.0	

採用單価表

建設物価 :第 1,344
積算資料 :第 1,561
土木工事標準単価 第1,559

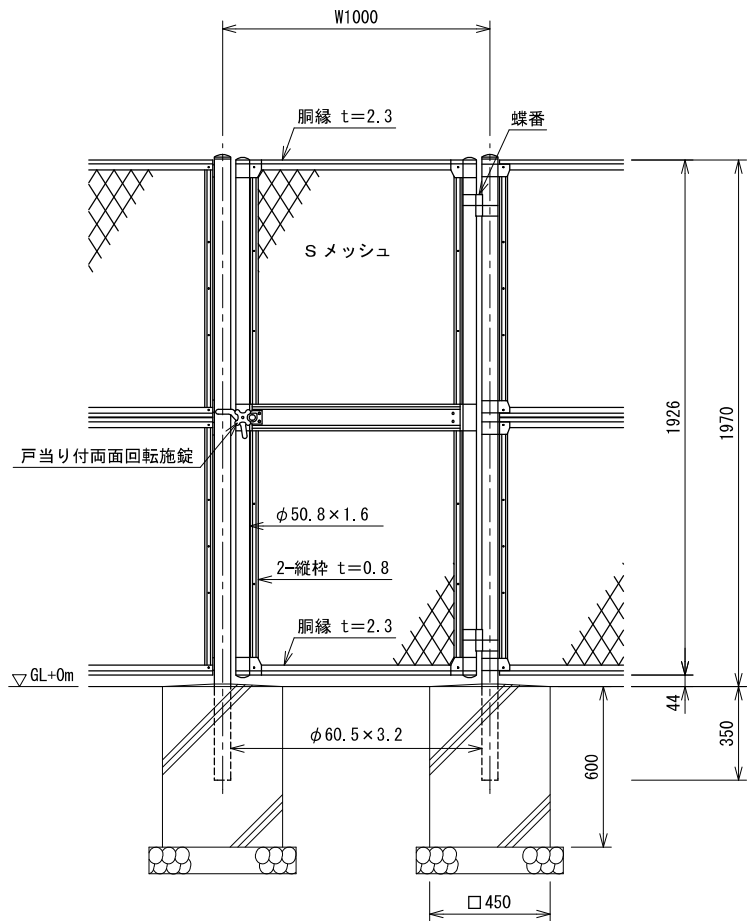
9 月号
9 月号
夏 号

[illegible]

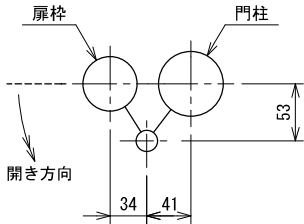
参考図

EN片開き門扉 H2000×W1000 S=1:20

(昭和57年改正の建築基準法・同施行令に基づく風圧力 GL+0m に依る)

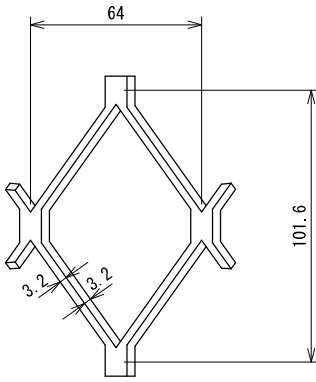


門柱・扉枠位置関係図



Sメッシュ S=1:2

芯径を示す



門扉基礎

□450×450 H600
 $0.45 \times 0.45 \times 0.6 \times 2 \text{個} = 0.243 \text{m}^3 / \text{基}$
 $0.243 \times 2.35 \text{ t/m}^3 = 0.57105 \text{ t/個}$
 $\times 4 \text{基}$
 $= 0.972 \text{m}^3$
 $= 2.2842 \text{ t}$

設計条件

設計荷重・・・昭和57年改正の建築基準法・同施行令に基づく風圧力に依る。
基礎条件・・・長期許容地耐力 98 kN/m² (10 t/m²)

備考

1. 外装は亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装とする。但し、Sメッシュは亜鉛めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装、ボルト・ナットは溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理とし、施錠装置は溶融亜鉛めっきのみとする。
2. 本図門扉は片側180°開きとする。

⚠ 注意

・施錠門柱の扉開き側に障害物（兼用フェンス、壁など）を有する場合には、両面回転施錠の戸当りが障害物と干渉するため、開き方向の変更が必要です。

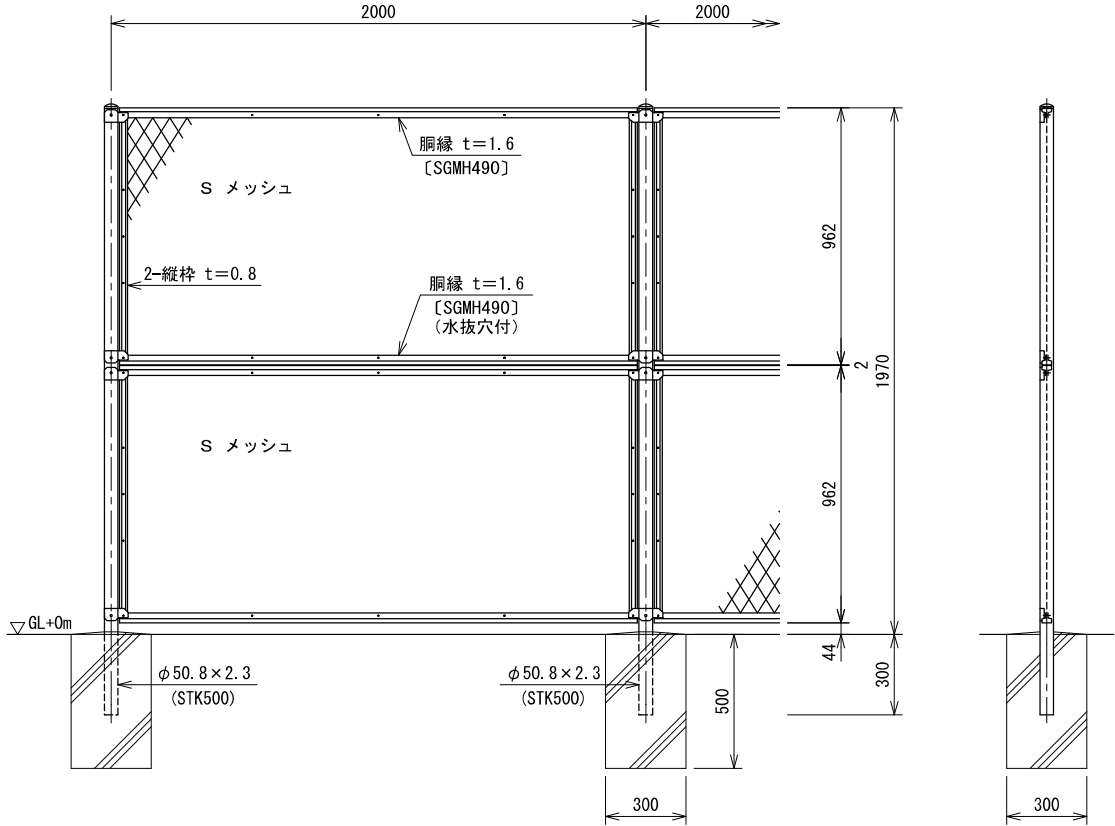
フェンス構成（当初想定）25.0m/箇所
12.0m（左側）+1.0m（門扉）+12.0m（右側）
（フェンス）12.0m×2（左右）24.0m/箇所
基礎ピッチ2.0m想定
12.0m/2.0m = 6基（端部は門扉基礎併用）
（基礎）6基×2（左右）= 12基/箇所
12基×4箇所 = 48基

コンクリート殻（無筋） $2.16 + 0.972 = 3.132 \text{m}^3 \approx 3.1 \text{m}^3$
 $3.132 \times 2.35 = 7.3602 \text{ t} \approx 7.4 \text{ t}$
金属くず
10.0kg/m（当初想定）×25.0m×4箇所 = 1.0 t

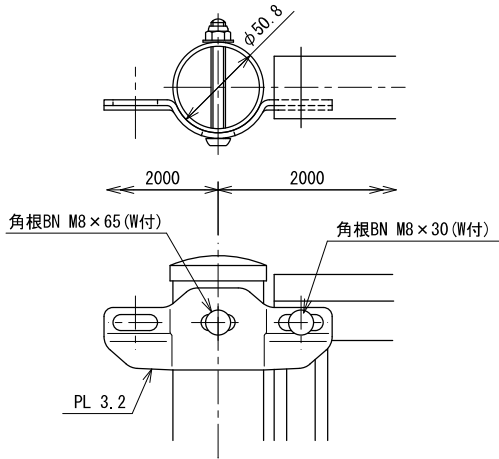
参考図

EN-A2000 S=1:20

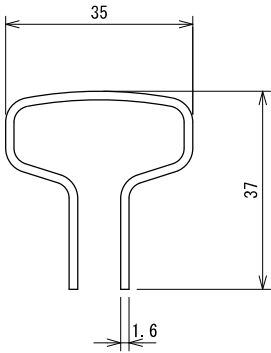
(昭和57年改正の建築基準法・同施行令に基づく風圧力 GL+0m に依る)



パネル取付図 S=1:3

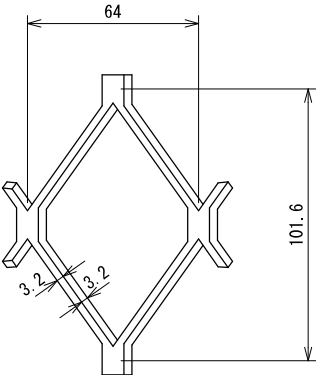


胴縁断面図 S=1:1



Sメッシュ S=1:2

芯径を示す



設計条件
設計荷重・・・昭和57年改正の建築基準法・同施行令に基づく風圧力に依る。
基礎条件・・・長期許容地耐力 98kN/m² (10t/m²)

備考
1. 外装は亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装とする。但し、Sメッシュは亜鉛めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装、ボルト・ナットは溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理とする。

フェンス基礎
□300×300 H500
0.3×0.3×0.5=0.045m³/個
0.045×2.35 t/m³=0.10575 t/個
×48個
= 2.16m³
= 5.076 t